

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA県B市所在の会社CのD工場に採用され、平成〇年〇月からはE工場（以下「会社」という。）において、硬脆性材料などを研削加工した製品の検査補修等の業務に従事していた。

請求人によれば、日常業務において、重い部品ばかり集中的に回されるようになり、また、上司や同僚から「臭い」、「Fへ帰れ」、「仕事ができないなら辞めるしかない」などと毎日のように言われたため、精神的にストレスがたまっていたとのことである。請求人は、平成〇年〇月頃からは会社に行く息苦しさや、頭が重くなるなどの症状が現れたことから、平成〇年〇月〇日にG医院に受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、勤務中に受けたパワーハラスメントにより精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、意見書において、平成〇年〇月頃に ICD-10 診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断しており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件については、発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準の「特別な出来事」に該当する出来事は認められないので、その他評価期間における業務による心理的負荷を検討する。

ア 請求人らは、①会社の同僚らから不快な発言をされた事実があること、及び②重い物を集中的に扱うような不条理な業務指示を受けた事実があるなどと述べ、こうした度重なるパワーハラスメントやいじめが原因となって本件疾病を発病したと主張しているため以下に検討する。

イ まず、請求人らが、①会社の同僚らから不快な発言をされたことと主張する件

については、請求人によると「F人は木の上に住んでいるでしょ」、「Fは貧しいから日本に来ないと生活できないでしょ」などとF人を侮蔑するような発言をされたとしているが、会社関係者の申述からは、こうした発言が請求人になされたところを聞いた者はいないことから、請求人らの主張する発言があったとは確認できない。

ウ 次に、請求人らが、②重い物を集中的に扱うような不条理な業務指示を受けたと主張する件については、会社関係者の申述をみると、Hは聴取書で「Iさん（請求人）はタッチアップなどの仕事が得意な人なので、他の人から頼まれてしまい、時には仕事が集中してしまうことがあった。」と述べているものの、他の会社関係者は、「他の方も重いものをしていましたので、Jさん（請求人）に集中していたということはありません。比較的楽なことや少ないことをしていました。皆さんハードな作業をしています。」、「重いものがIさん（請求人）にいくことはありませんでした。腰が痛いといったことや年齢的なことも配慮していました。重いものは他の方や私がやるようにしていました。」と述べている。

エ こうした会社関係者の申述から合理的に考えると、請求人にタッチアップの仕事が集中したことはあったが、請求人らが主張しているように重い物を集中的に請求人に扱わせるような不条理な業務指示がなされた事実があったとは認め難い。

他方、Kは、「Iさん（請求人）に対し『仕事を選んでいるとすることがなくなってしまうので、与えられた仕事はこなしてください』というようなことを言ったことがありました。」と述べていることから、業務指示や業務分担のあり方が、日本語に精通しているとは言い難い請求人にとって少なからず心理的負荷になったものと考えられる。

オ したがって、請求人らが主張する業務による出来事は、認定基準別表1の出来事の類型の「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の項目に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」相当であるが、上述のとおり、請求人に対してされた発言は業務指導の範囲内であったと考えられること、同僚等が結託して、嫌がらせ等の言動を継続して行っていた事実は認められないことから、当該出来事の心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるも

のとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。